

ながさき森林環境税についての基本的な考え (案)

令和3年9月

長崎県農林部

【本資料について】

県では、すべての県民が享受している水源のかん養や県土の保全など、森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ、かけがえのない森林を守り育て次の世代に引き継いでいくため、森林を社会全体で支える仕組みとして、平成19年度から「ながさき森林環境税(以下、森林環境税という。)」を導入し、5年毎に見直しを行っています。

本年度は森林環境税を導入して15年目となり、3回目の見直しとなることから、社会情勢の変化や事業効果等を検証し、令和4年度以降の森林環境税のあり方を「ながさき森林環境税についての基本的な考え(案)」に取りまとめました。

【目次】	➤ 森林環境税創設の目的	2
	➤ 基金の積立状況	3
	➤ 第3期(H29～R3)事業の構成と規模	4
	➤ 第3期事業の実績および成果・検証	5
	・未整備森林緊急整備	5
	・環境保全林緊急整備	7
	・森林整備作業システム構築	9
	・しまの間伐促進	11
	・ふるさとの森林づくり	13
	・ながさ木・なごみの街づくり	15
	・ながさき県民参加の森林づくり(制度型)	17
	➤ 「環境重視の森林づくり」の取組成果	19
	➤ 「県民参加の森林づくり」の取組成果	20
	➤ 「環境重視の森林づくり」現状と課題	21
	➤ 「県民参加の森林づくり」現状と課題	22
	➤ 森林環境譲与税(国税)との関係性	23
	➤ 県民に対するアンケート結果	25
	➤ 「ながさき森林環境税に対する意見書」に対する対応	26
	➤ 第4期ながさき森林環境税の取り組みの方向性(案)	27
	(参考)森林整備にかかる地方団体の超過課税の導入及び延長の状況	29

森林環境税創設の目的

創設の背景

- ・森林は、県民生活に重要な水源のかん養や山地災害の防止等、多面的・公益的機能を有する
- ・すべての県民は森林から様々な恩恵を受けており、森林は公共の財産として位置付けられる
- ・これまで森林所有者負担に基づく森林整備の実施により、すべての県民が森林の恩恵を享受
- ・木材価格の低迷や山村地域の過疎化・高齢化の進行など、社会経済情勢が大きく変化
- ・木材生産等を目的とした森林所有者の負担に基づく森林施策だけでは森林機能の維持が困難
- ・森林の公益的機能の維持には、その恩恵を享受している県民が広く負担することが必要

かけがえのない
森林を守り育て
次世代に
引き継いでいくため

ながさき森林環境税条例

- 個人県民税均等割の税率の特例 500円を加算
- 法人等県民税均等割の税率の特例..... 均等割額にその5%を加算
- ながさき森林環境基金を設置し、収納額を基金に積み立てて運用
- 目的を達成する事業の実施

森林保全
に関する
税を創設
(平成19年～)

ながさき森林環境保全事業
「環境重視」と「県民参加」の視点に立った
新たな森林整備施策を推進

基金の積立状況

単位：千円

期間	年度	積立金		取崩額	基金残額
			うち運用益		
第1期	H19～H23年度	1,714,530	3,664	1,442,021	272,508
第2期	H24～H28年度	1,926,366	2,286	1,940,297	258,578
第3期	H29年度	390,134	135	297,416	351,296
	H30年度	391,338	116	422,568	320,066
	R元年度	392,182	96	426,779	285,469
	R2年度	389,490	65	365,416	309,542
	R3年度(見込)	390,078	78	503,699	195,921
	小計	1,953,222	490	2,015,878	(195,921)
総計		5,594,118	6,440	5,398,196	(195,921)

四捨五入のため内訳と計が一致しない場合がある。

第3期(H29～R3)事業の構成と規模

区分			H29	H30	R1	R2	R3 (見込み)	合計		
環境重視の森林づくり	未整備森林緊急整備	森林経営計画区域内の荒廃した人工林において、スギ・ヒノキの成長を促進するため行う伐捨間伐を支援	面積 (ha)	254	272	165	408	275	1,374	
			税活用額 (千円)	46,440	53,762	57,688	108,744	99,635	366,269	
	環境保全林緊急整備	荒廃した里山林や森林経営計画区域外の荒廃した人工林の整備を実施	面積 (ha)	22	57	60	21	60	220	
			税活用額 (千円)	14,395	41,387	72,406	27,003	102,426	257,617	
	森林整備作業システム構築	森林経営計画区域内で、効率的な森林整備を実施するために必要な作業道開設と高性能林業機械リースに対する支援	延長 (km)	226	265	270	197	239	1,197	
			税活用額 (千円)	175,500	223,849	225,277	158,236	170,181	953,044	
	しまの間伐促進	離島地域での間伐を促進するため、離島から内地に計画的に輸送される間伐材に対して、海上輸送費の一部を支援	出荷量 (m ³)	1,105	2,600	2,008	2,652	2,091	10,456	
			税活用額 (千円)	2,210	5,200	4,010	5,304	7,250	23,974	
県民参加の森林づくり	ふるさとの森林づくり	市町における「ながさき森林環境税」の趣旨に即した地域の創意工夫による多様な取組を支援し、地域の森林づくりや県産材の利用等を促進	件数 (件)	20	28	22	12	21	103	
			税活用額 (千円)	17,021	38,563	32,848	15,619	41,000	145,051	
	ながさ木・なごみの街づくり	PR効果の高い(利用者の多い)民間施設及び民間の教育施設・保育スペースの木質化、木製品導入にかかる経費の支援	件数 (件)	4	7	1	3	4	19	
			税活用額 (千円)	4,430	12,011	2,000	2,491	10,000	30,932	
	ながさき県民参加の森林づくり(制度型)	県民参加による森林の整備活動や森林学習等の活動うち、複数市町での広域の取組を支援	件数 (件)	7	3	3	1	2	16	
			税活用額 (千円)	2,892	7,333	2,326	886	3,000	16,437	
	森林ボランティア支援センター運営費等の事業推進費			税活用額 (千円)	26,013	31,478	22,338	20,860	30,721	131,410
	PR経費及び事務的経費など			税活用額 (千円)	8,514	8,984	7,887	26,273	39,486	91,145
計			税活用額 (千円)	297,416	422,568	426,779	365,416	503,699	2,015,878	

繰越事業の税活用額は、当該予算年度で整理している。(例えば、平成29年度繰越予算で平成30年度に事業を実施した場合は平成29年度で整理)

一方、面積等の事業量については、実際に実施した年度で整理している。

四捨五入のため内訳と計が一致しない場合がある。

第3期事業の実績および成果・検証

【未整備森林緊急整備】

森林経営計画(注)区域内の荒廃した人工林において、スギ・ヒノキの成長を促進するため行う伐捨間伐を支援

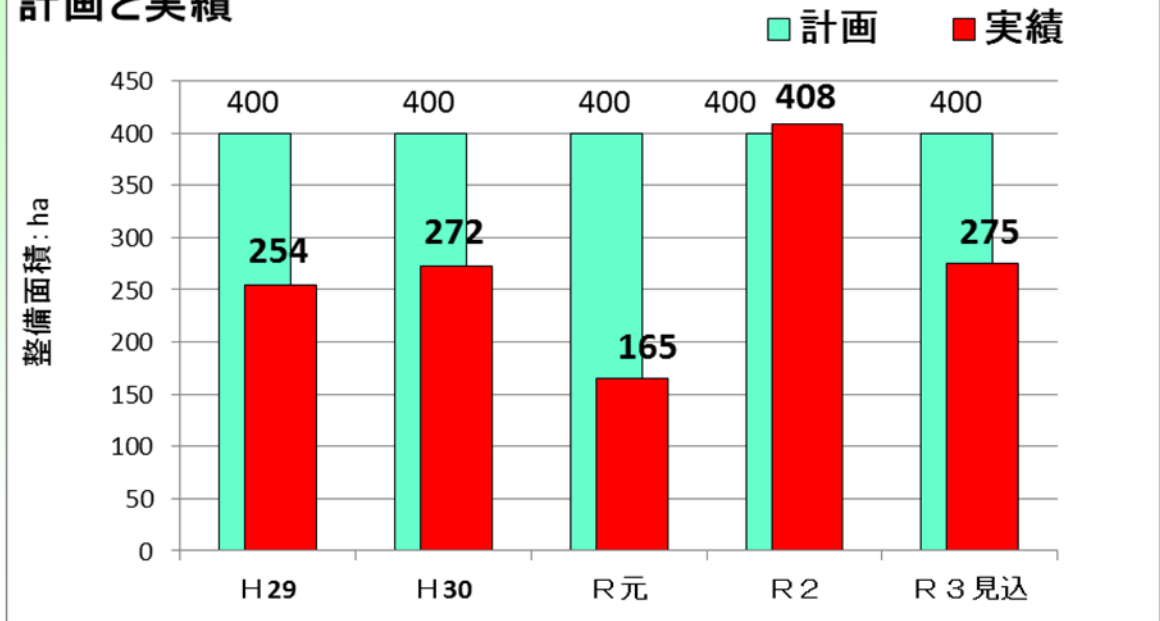


計画 2,000 ha
実績 1,374 ha
進捗率 69%



注) 森林経営計画: 森林所有者らが各々森林を管理するのではなく、一体的に管理する区域を取りまとめて、効率的な間伐や作業道を計画するもの

計画と実績

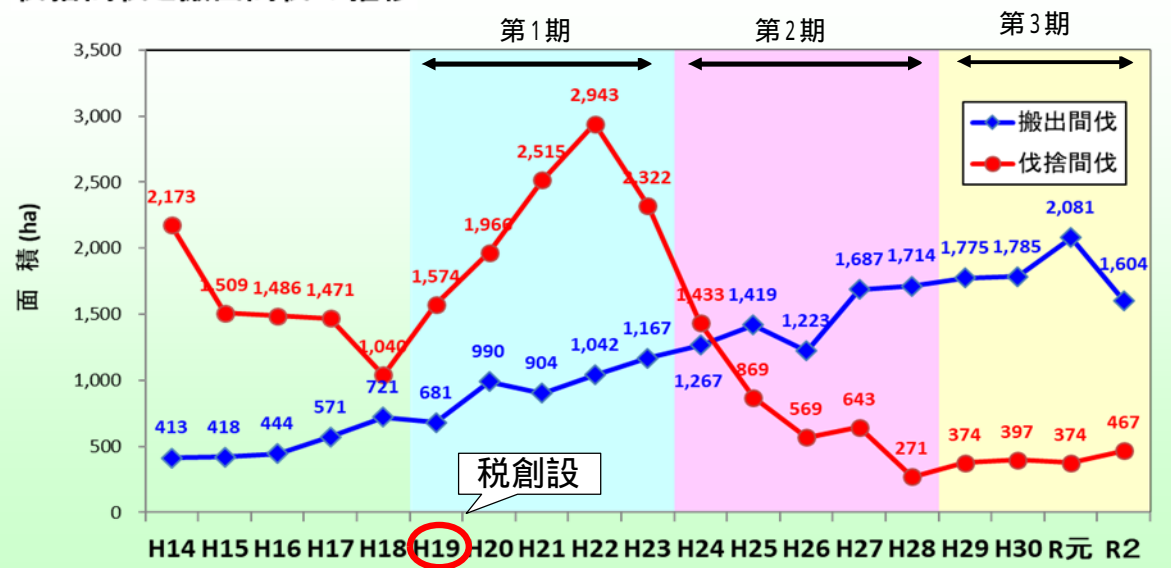


《未達成に対する分析》

事業を創設したH19年度から、伐捨間伐による未整備森林の解消を進めてきたが、時間経過とともに木が一定大きくなっていること、またバイオマスなどの未利用材の活用が進んでいることから、搬出間伐による森林整備にシフトしている。

令和2年度は、コロナ禍の影響により木材の生産調整が必要となり、公有林等での伐捨間伐を前倒しで推進したため、伐捨間伐が増加し、搬出間伐が減少している。

伐捨間伐と搬出間伐の推移



未整備森林緊急整備の実施状況



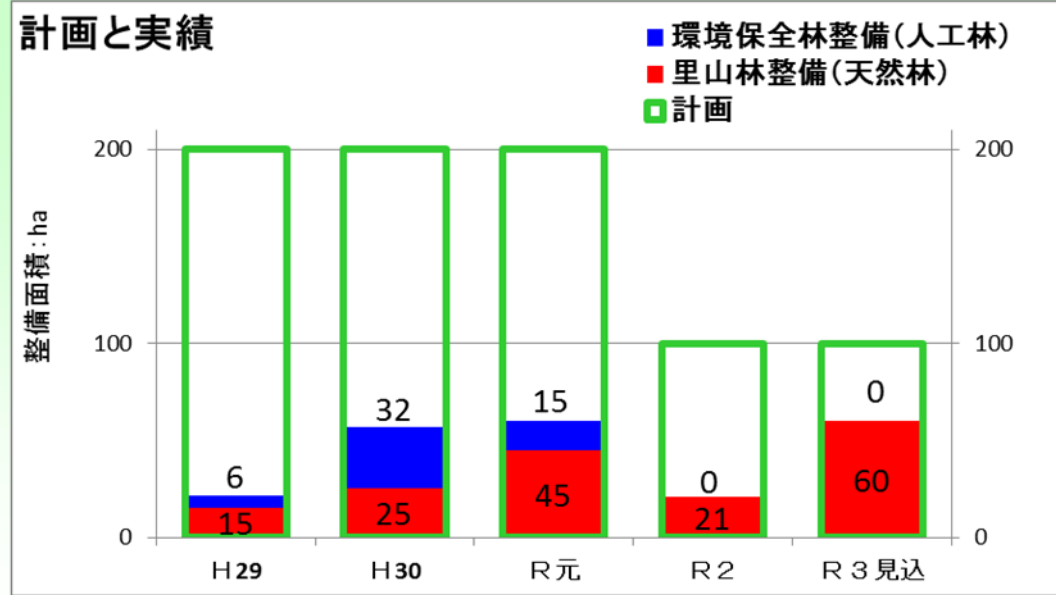
第3期事業の実績および成果・検証

【環境保全林緊急整備】

荒廃した里山林や森林経営計画区域外の荒廃した人工林の整備を実施



計画 800 ha
実績 220 ha
進捗率 27%



R2、R3年度の人工林整備は森林環境譲与税事業に移行したため、目標値が半分になっている。四捨五入のため内訳と計が一致しない。

《未達成に対する分析》

森林所有者の同意取得に対する補助事業を創設し、事業要望のある地域から優先的に事業推進しているにも関わらず、零細な所有規模、不在村地主や共有名義などが多く、同意取得や境界確定を行って、事業区域を面的にとりまとめることが、想定以上に困難であった。

(調査対象地のうち事業実施に至ったのは僅か6%)

環境保全林緊急整備事業の実施状況 (H29～R元年度)

	事業対象の候補となる区域の状況		事業実施の同意があった区域の状況	
面積	2,434 ha	区域面積	139 ha	整備面積
筆数(地番)	11,956 筆	1筆当たり面積: 0.20 ha/筆	988 筆	1筆当たり面積: 0.14 ha/筆
森林所有者数	3,543 人	1人当たり面積: 0.69 ha/人	316 人	1人当たり面積: 0.44 ha/人
うち共有	205 人	割合: 6%	9 人	割合: 3%
うち不在村	419 人	割合: 12%	15 人	割合: 5%

5.7% (面積), 8.3% (筆数), 8.9% (所有者数) の増加を示す矢印が示されています。

環境保全林緊急整備事業の実施状況



第3期事業の実績および成果・検証

【森林整備作業システム構築】

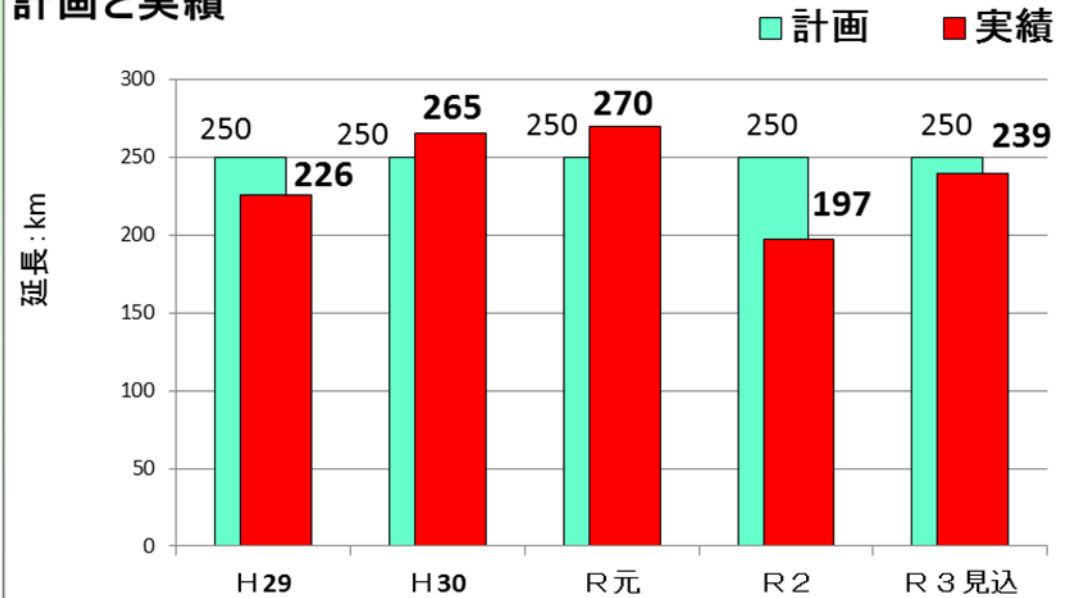
森林経営計画区域内で、効率的な森林整備を実施するために必要な作業道開設と高性能林業機械リースに対する支援



計画	1,250 km
実績	1,197 km
進捗率	96%



計画と実績

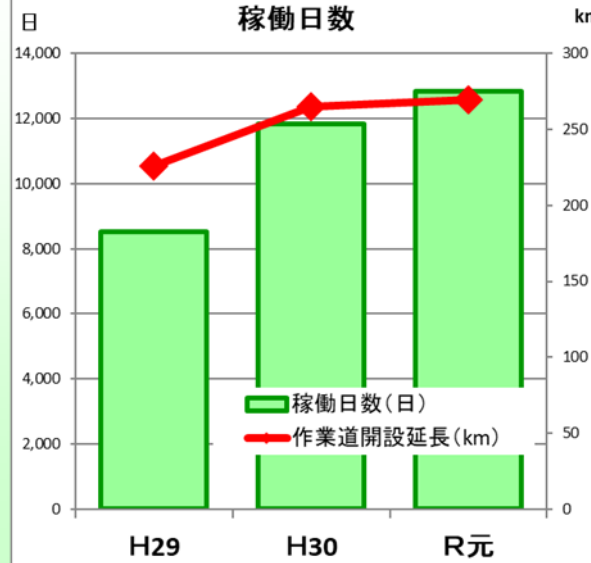


《事業の効果》

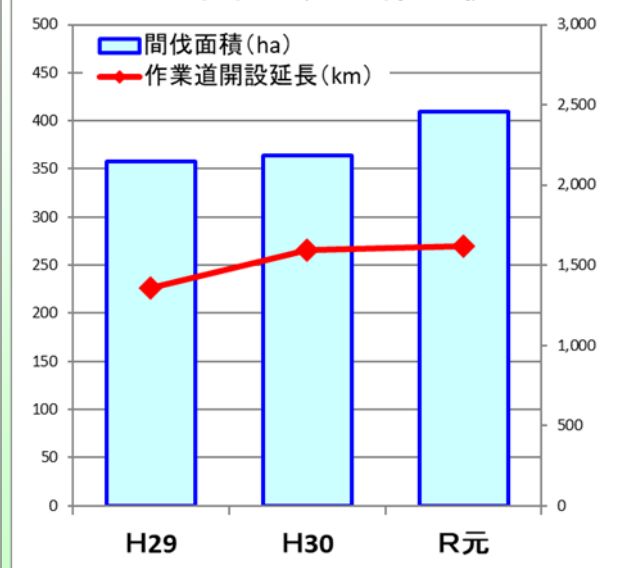
森林作業道の整備が進むことで、高性能林業機械がより活用できるため、間伐面積が増加している。

なお、間伐面積を増加させるにあたり、林業事業者が所有する高性能林業機械では、不足が生じる場合もあるため、リース事業が活用されている。

作業道開設延長と高性能林業機械の稼働日数



作業道開設延長と間伐面積



【森林作業道の開設状況】 (対馬市美津島町)

森林作業道の推進により、
搬出間伐による森林整備が
促進される。

搬出間伐は、いくつかの高
性能林業機械を組み合わせ
て、効率的に実施される。

高性能林業機械を活用す
るためにも森林作業道は不
可欠である。

なお、搬出間伐は、森林の
公益的機能を維持・発揮さ
せるだけでなく、間伐材の利
用といった観点からも、重
要な作業である。



【高性能林業機 械の活用状況】

いくつかの高性
能林業機械を
組み合わせる
際、足りない部
分(機械)をリ
ースにより補う
ことができる。



フェラーバンチャ
(木をつかんで、伐り倒す)



プロセッサ
(伐った木を丸太にする)



フォワーダ
(丸太を積んで運ぶ)

第3期事業の実績および成果・検証

【しまの間伐促進】

離島地域での間伐を促進するため、離島から内地に計画的に輸送される間伐材に対して、海上輸送費の一部を支援

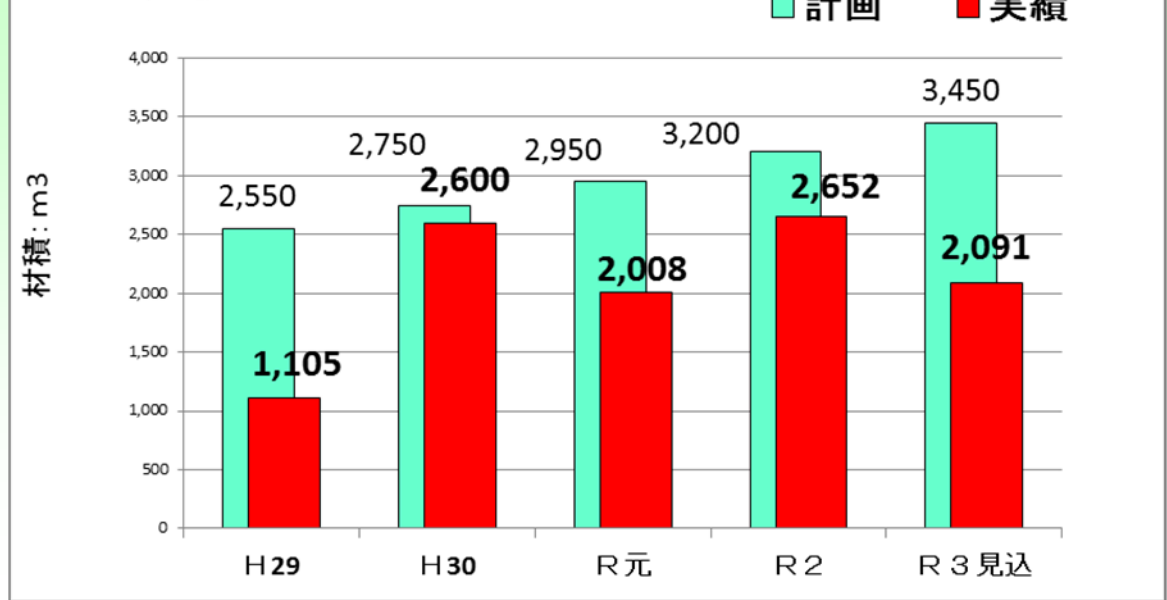
なお、国の補助事業が活用可能な対馬地域については、対象外としている。



計画 14,900m³
実績 10,456m³
進捗率 70%



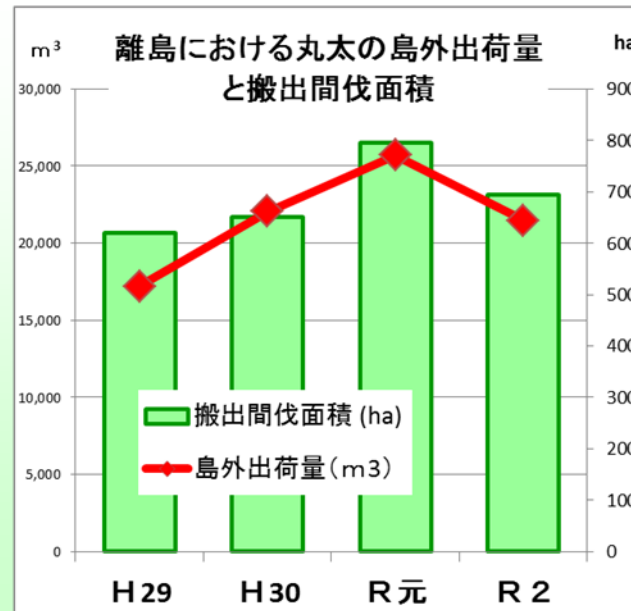
計画と実績



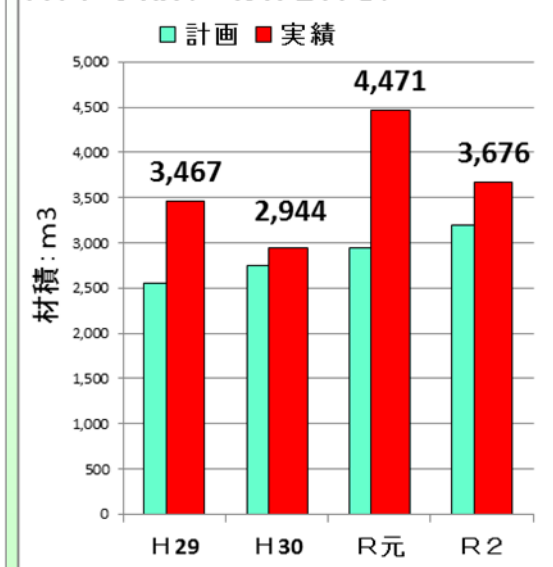
《未達成に対する分析》

丸太の島内需要を超えて搬出間伐を推進するには、島外出荷が不可欠であるが、海上輸送経費は本土地区にないハンデである。

R2年度はコロナ禍の影響を受け減少したものの、離島の搬出間伐面積は、海上輸送費の支援により、増加傾向にある。なお、私有林優先の観点から事業対象外としている公有林(県・市町営林)の島外出荷を考慮すると目標を上回っている。



計画と実績(公有林を含む)





【しまの間伐事業の状況】 (新上五島町榎津港)

五島地域ではH24年度から当事業を活用しているが、当時は、船一艘分(450m³程度)の丸太を集めることができず、トラック便による出荷(H24年度:54m³)を行っていた。

現在は、船便による効率的な出荷を年に4~5回実施しており、利用間伐の推進につながっている。

なお、五島地域におけるR2年度の島外出荷総量は、3,676m³である。

参考(対馬市峰港)

対馬地区ではH19年度からH28年度までしまの間伐事業を活用していた。

安定的な出荷体制が確立され、また、離島活性化交付金も創設されて、その活用が可能となったことから、現在は、離島活性化交付金により出荷を行っている。

なお、対馬地域におけるR2年度の島外出荷総量は17,805m³である。



第3期事業の実績および成果・検証

【ふるさとの森林づくり】

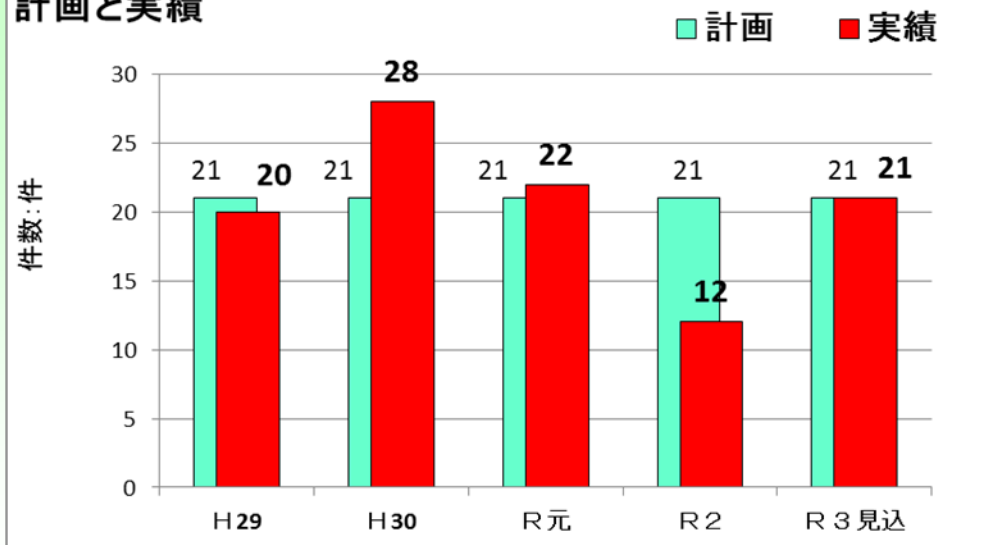
森林環境税の趣旨に即した地域の創意工夫による市町の多様な取組を支援し、地域の森林づくりや県産材の利用等を促進



計画 105件
実績 103件
進捗率 98%



計画と実績



《事業の効果》 市町の積極的な提案による地域の創意工夫による多様な取組が実現

主な実績

実施区分	H29	H30	R元	R2	主な実績計
地域林・里山林整備	・森林整備等: 2.47ha ・松毛虫被害伐倒駆除: 100m ³ ・つばき病害虫駆除	・森林整備等: 7.715ha ・歩道整備: 600m ・バッファゾーン整備3.1ha ・薬剤散布: 28.51ha ・松くい虫被害伐倒駆除	・遊歩道整備 1,010m ・伐採 2.45ha ・除伐 3.0ha ・地上散布 25.23ha ・枯損木処理 333m ² ・空中散布 19.56ha	・広葉樹除伐 6.0ha ・椿病害虫駆除 0.76ha ・遊歩道整備 290m ・シカ被害対策くくり罠 1,500基	・森林整備等 25.5ha ・歩道等 1,900m ・松くい対策 73.3ha など
公共施設の木造・木質化	・東屋: 1基(森林公園) ・本棚: 20基(小中学校) ・雑誌展示台: 7基(小中学校) ・ヒノキ消火栓箱: 10基(地域) ・新聞閲覧台: 5基(図書館)	・本棚: 20基(小中学校、公民館) ・テーブル: 8基(小中学校、公民館) ・案内表示板: 4基(公民館) ・木造公衆トイレ: 1棟(森林公園) ・ヒノキ消火栓箱: 53基(地域)	・本棚 16基(小中学校、公民館) ・テーブル 8基() ・掲示板 5基(小中学校) ・案内板 3基(公民館) ・新設公民館の木質化 1棟 ・ヒノキ消火栓箱 66基(地域)	・本棚 20基(小中学校) ・テーブル 8基(小中学校) ・掲示板 2基(小中学校) ・ヒノキ消火栓箱 48基(地域)	・本棚・机等家具 126基 ・ヒノキ消火栓箱 177基 ・東屋、トイレ等
森林のめぐみ普及・啓発	・ポット苗づくり ・自然・林業体験 ・森林のつどい ・木工体験 【参加者: 899名】	・炭焼き・森林観察 ・植樹イベント ・木工体験 ・森林体験宿泊学習 【参加者: 753名】	・竹林整備、作業道整備体験 ・未利用材製品開発 ・木工体験 ・森林のつどい ・森林体験宿泊学習 【参加者 852人】	・森林教室、木工教室(ラック製作) ・木工教室(学習机) 【参加者 546人】	参加者 3,050人
その他	・木材天然乾燥実証 ・素材生産実証	・木材天然乾燥実証 ・中間土場実証事業	・木育推進計画策定、ウッドスタート事業 ・未利用材製品開発事業	・未利用材製品開発事業(5種類)	7つの取組

遊歩道整備(長崎市)



枯損木の処理(小値賀町)



松林保全(壱岐市)



植樹(佐世保市)



林業体験(大村市)



新聞閲覧台(対馬市)



自然体験学習(長与町)



苔玉づくり(島原市)



木工教室(川棚町)



第3期事業の実績および成果・検証

【ながさ木・なごみの街づくり】

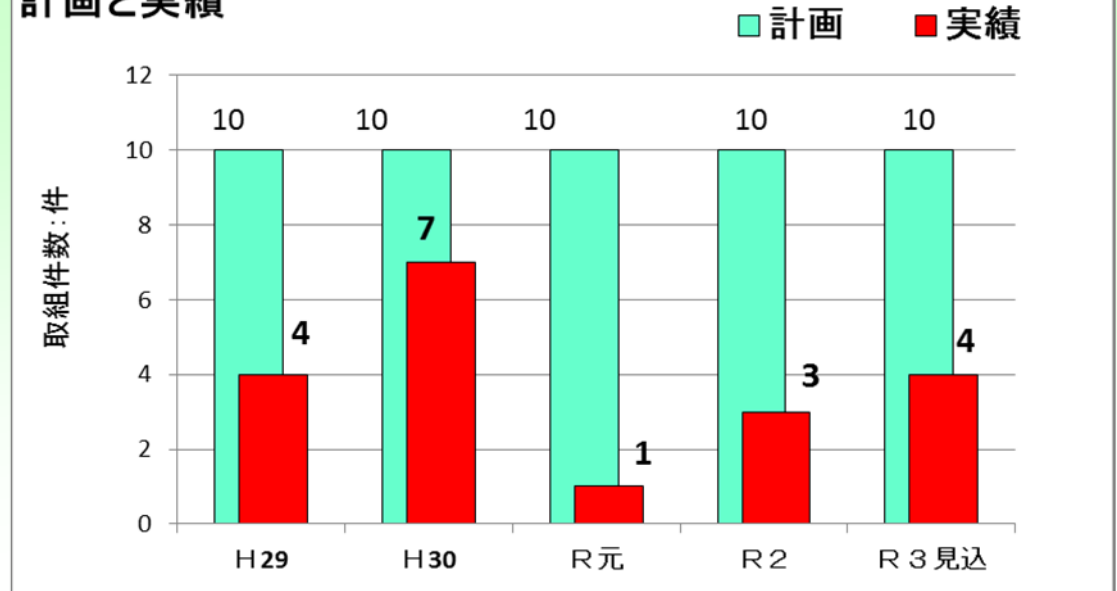
PR効果の高い(利用者の多い)民間施設及び民間の教育施設・保育スペースの木質化、木製品導入にかかる経費の支援



計画 50件
実績 19件
進捗率 38%



計画と実績

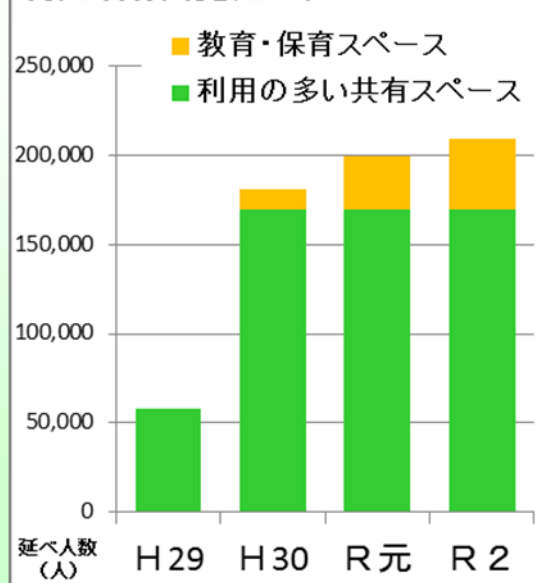


《未達成に対する分析》

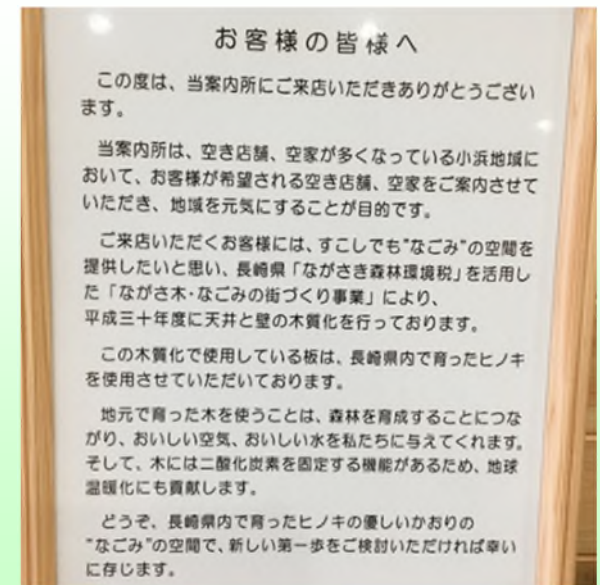
保育園などの教育施設では、国の有利な補助事業を活用できるケースが多く、事業所等では、時期や材料などの事業要件に縛られず施工したい施主や施工者が散見された。結果として、本事業の採択まで至る取組が少なくなった。

なお、木材がふんだんに使われた“なごみのスペース”の利用者は延べ20万人を超える見込みである。

利用者数(見込み)



説明看板の例





(長崎市金融機関)



(長崎市保育園)



(雲仙市調剤薬局)



(長崎市学童保育)

第3期事業の実績および成果・検証

【ながさき県民参加の森林づくり (制度型)】

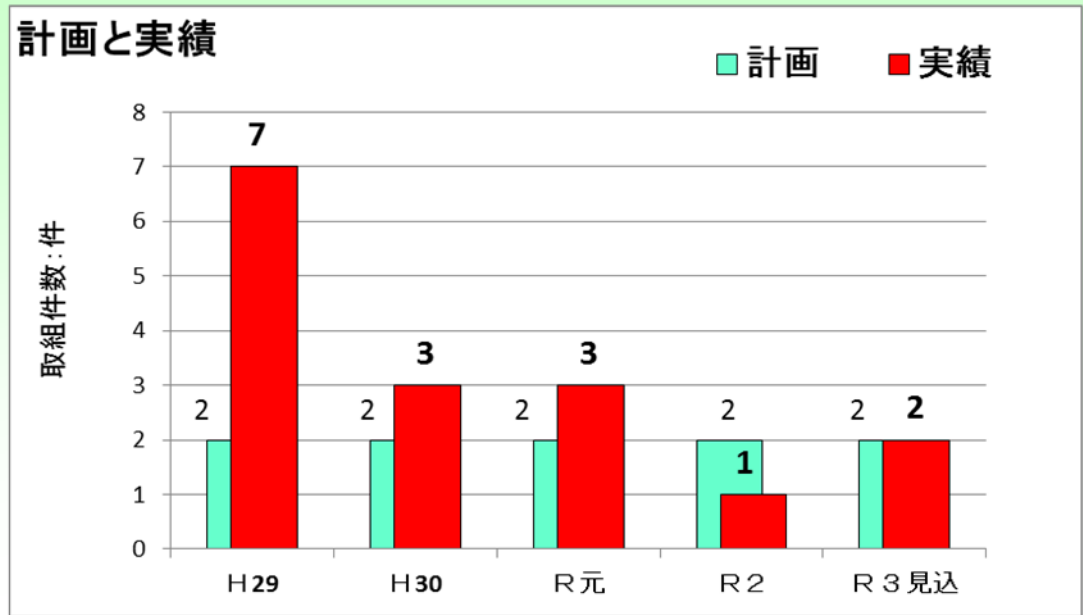
県民参加による森林の整備活動や森林学習等の活動のうち、複数市町での広域の取組を支援



計画 10件
実績 16件
進捗率 160%



計画と実績



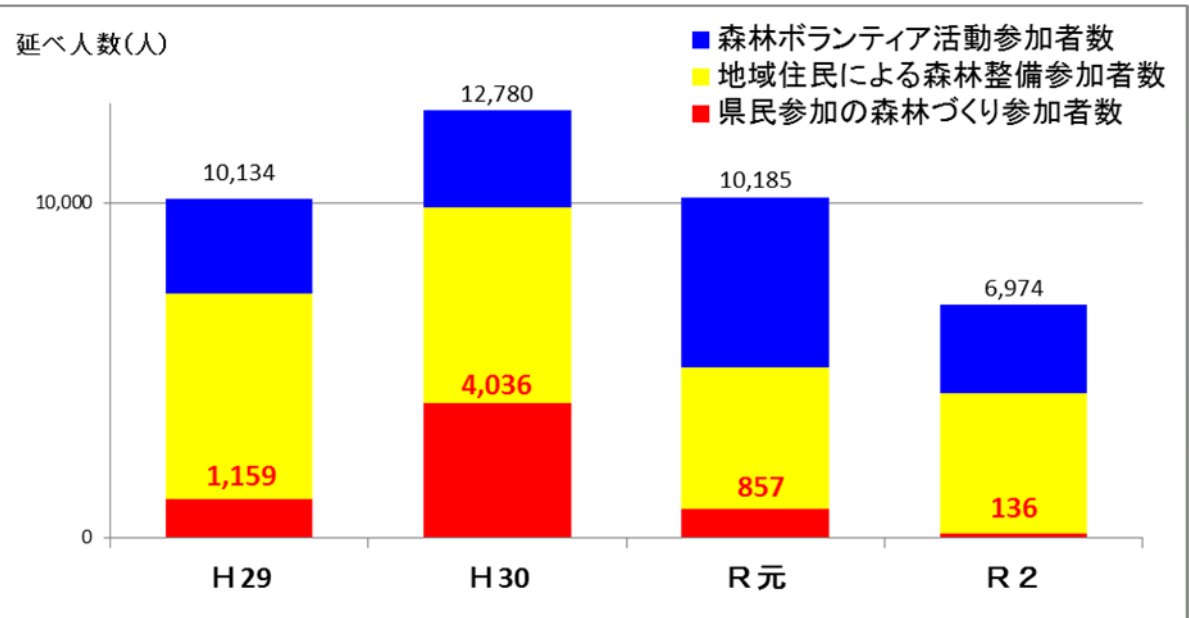
《事業の効果》

R2年度はコロナ禍の影響によるイベント中止などで参加者数が減少したが、広域の取組もサポートすることで、例年、延べ1万人以上が、森林整備や森林学習等の活動に参加。

(グラフ注釈)

- ・森林ボランティア活動は、森林ボランティア支援センター(森林環境税を活用して設置)がサポート
 - ・地域住民による森林整備は、国の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」を活用して実施
- H30年度は「長崎県民の森50周年」に係るイベントの開催により増加

延べ人数(人)





(全県交流会)



(間伐体験)



(林業研究グループ支援)

(林業研究グループ九州地区交換研修大会参加)



(先進地研修)

「環境重視の森林づくり」の取組成果

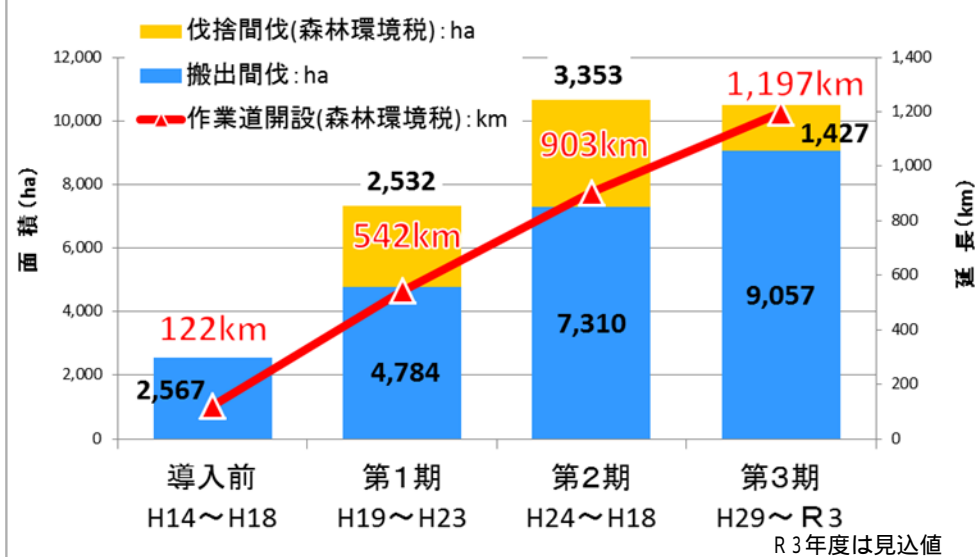
森林環境税を直接活用して実施した「環境重視の森林づくり」のための森林整備面積(伐捨間伐)は、森林環境税導入から15年間で7,312ha。

また、森林整備を進めるための森林作業道についても、森林環境税を活用しているが、森林環境税導入前から、第1期、第2期そして第3期と大きく延長を伸ばしており、これに伴い、搬出間伐も大きく拡大している。なお、森林環境税導入から15年間で開設した森林作業道の総延長は2,643km、同じく15年間の搬出間伐総面積は21,151haである。

ながさき森林環境税事業を活用した森林整備事業の実績

事業名	第1期					第2期					第3期					計
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3 見込	
水源の森緊急整備(人工林・伐捨間伐)	348	348	486	542	808											
未整備森林緊急整備(人工林・伐捨間伐)						487	456	489	327	555	254	272	165	408	275	
環境保全林緊急整備(人工林・伐捨間伐)						556	300	50	74	58	6	32	15	0	0	
侵入竹林緊急整備(人工林)	2	7	12	7	31											
風倒被害林緊急整備(人工林)	1	3	5	4	2											
環境保全林緊急整備(天然林)											15	25	45	21	60	
環境保全林緊急整備(生環林)											0	0	1	2	0	
																7,312
																74
																169

森林整備等の推移(各5年間総数)



森林環境税導入から15年間で、森林環境税を活用した森林整備(人工林) 7,312ha

森林の機能別に年間の効果を評価すると

1. 水源かん養機能(貯水効果)

- ・52万人分の毎年の生活用水に相当する量を貯水
- ・貯水量をダム建設費で代替した場合**27億円**の効果

2. 地球温暖化防止機能(CO₂吸収効果)

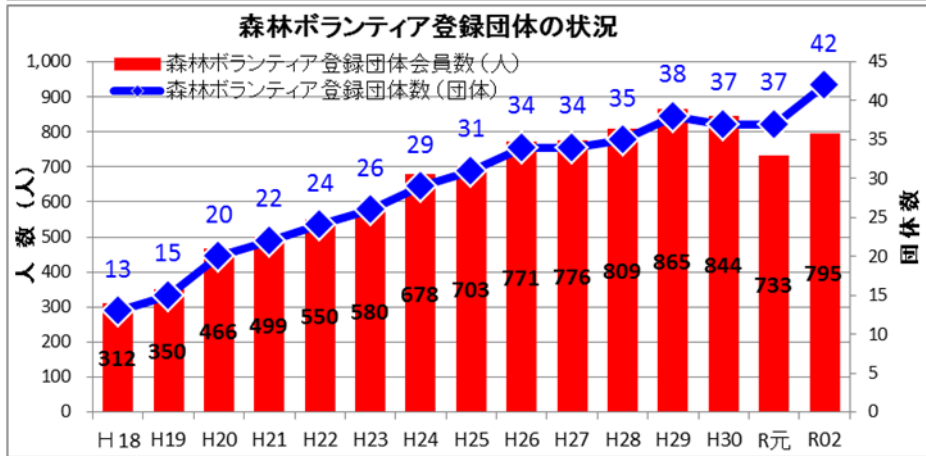
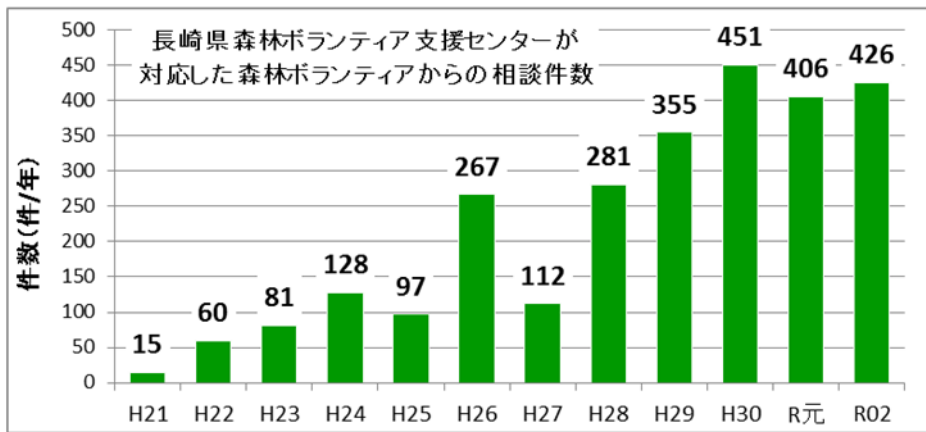
- ・21万人が呼吸によって排出するCO₂相当量を吸収
- ・自家用自動車では3万台が排出するCO₂相当量を吸収
- ・火力発電所の処理施設費用に換算すると**8億円**の効果

3. 県土保全機能(土砂流出防止効果)

- ・侵食を免れた土砂量は年間129万立方メートル
- ・10tダンプトラック約24万台分の土砂流出を防止
- ・砂防ダムの建設費に置換した場合**71億円**の効果
(平成13年日本学術会議が試算したデータ・手法による)

3機能で年間106億円の効果を発揮・維持

「県民参加の森林づくり」の取組成果



森林ボランティアについては、「県民参加の森林づくり」や「ふるさとの森林づくり」に加え、国庫補助の森林・山村多面的機能発揮対策事業により、多くの団体が活動に取り組んでいる。

また、平成21年度から「長崎県森林ボランティア支援センター」を設置しているが、年々増加する多くの相談に対応し、活動支援のワンストップ窓口としての機能を果たしている。

その結果、イベントの参加者も含めた活動の参加者数は、森林環境税の創設から14年間で延べ184,000人、登録された森林ボランティア団体も平成18年の13団体(会員数312人)から令和2年度の42団体(会員数795人)と着実に増え、森林保全に対する県民参加と理解促進が一定進んでいると考えられる。

さらに、平成29年度から令和2年度の4年間で、「ふるさとの森林づくり」により、机や本棚等の木製品303基が学校や公民館等に設置され、「ながさ木・なごみの街づくり」では15の施設で木質化を行うなど、私たちが木(県産材)にふれる機会を創造している。

また、小学校5年生の社会科での使用を想定した「木育ワークブック」を作成し、「木材・森林を活かすことのできる人」を育てる教材の整備を行うと同時に、教材を活用して木育を推進する指導者を登録、派遣する「長崎県フォレストマスター」制度を創設した。

「環境重視の森林づくり」 現状と課題

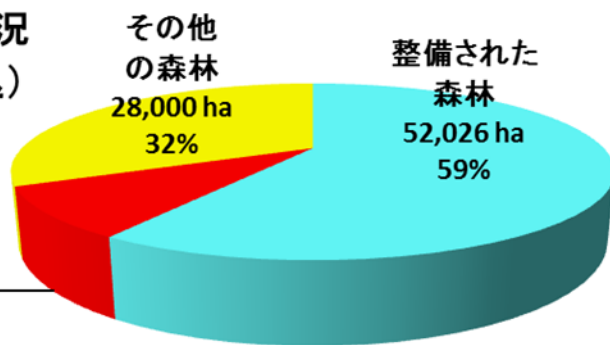
平成19年度から、既存施策に加え森林環境税を活用して、未整備森林の解消を進めることで、52,026haが整備された森林となっている。しかしながら、令和12年度までに60,000haを資源を循環利用する森林とするため、7,974haの未整備森林を解消する必要がある。

一方、平成18年度末と比べ森林資源は充実していることから、整備された森林の継続的な整備や、未整備森林の解消についても、搬出間伐を中心に進めて行く必要がある。

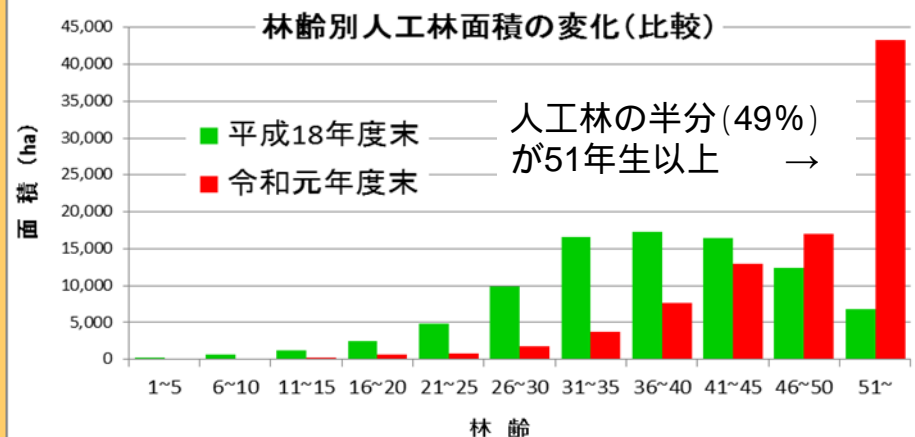
さらに人口減少による集落維持が大きな課題となっている中、集落周辺の森林を整備することで、生活環境の保全を図っていく必要性が高まっている。

人工林の整備状況 (R3年度末見込)

(未整備森林)
R12年度
までに
整備する
森林
7,974 ha
9%



9,500ha + 50,500ha = 60,000ha [資源を循環利用する森林]



【森林整備等の課題】

- 7,974haの未整備森林の解消
- 整備された森林52,026haにおける継続的な搬出間伐
- 地域の生活環境保全のための里山林整備の推進
- 森林の高齢級化が進み、資源を循環利用するために一部主伐・再造林を推進

【情勢の変化・新たな視点】

- SDGsやカーボンニュートラル
 - ・多様で健全な森林づくり(適正な伐採と再造林の確保、間伐・再造林による森林吸収量の確保・強化)
 - ・都市と山村の交流(身近で親しみやすい里山林の整備)

【森林所有者負担があるため進まない部分】

- 手遅れで収益が見込めない未整備森林の間伐
- 開設経費が必要な路網などの基盤整備
- 収入が見込めない里山林の整備
- 資源循環のための再造林・下刈

【森林の公益的機能の発揮・維持のためには】

- 伐捨間伐が必要な森林における森林整備の継続
- 未整備森林の解消や継続的な搬出間伐のために必要な路網整備の推進
- 奥山だけでなく、身近で親しみやすい里山林の整備推進
- 適正な主伐の確保と再造林及びその後の保育を効率的に実施する環境整備

現行施策で対応できない部分について
今後も森林環境税を継続し、取り組む必要がある

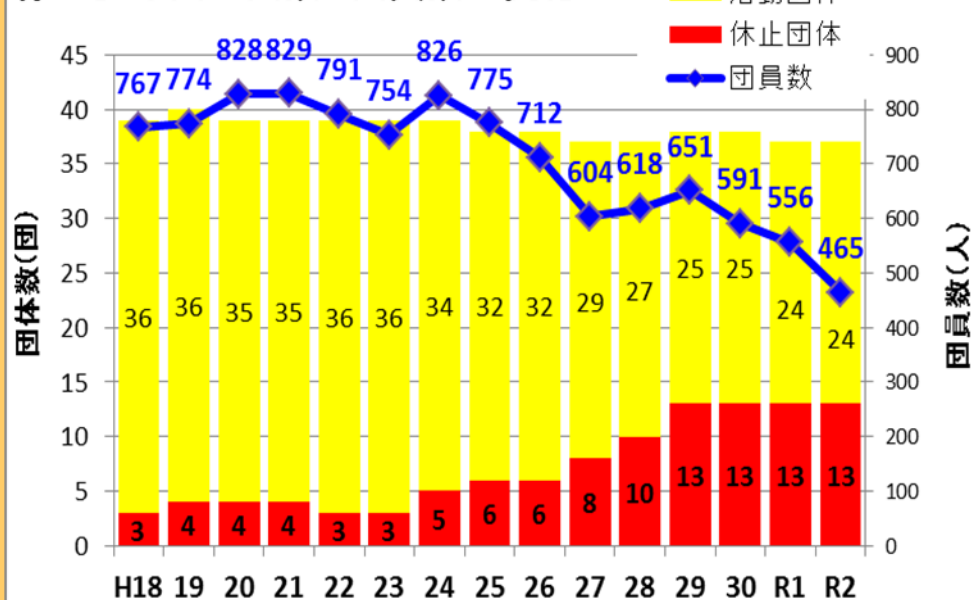
「県民参加の森林づくり」現状と課題

「ながさき森林環境税」に関する県民意識アンケートの結果(再掲)

質問の内容	調査結果
森林の公益的機能に関する認識	知っている 83%
森林ボランティア団体の活動	知っている 37%
森林環境税が導入されていること	知っている 21%

次代を担う子供たちが、森林保全に対する理解を深めるための教育を受けたり、活動を実施することは重要だが、緑化や森林環境教育のシンボリック的存在といえる「緑の少年団」は平成21年度の829人から令和2年度の465人と6割弱に減少している。

緑の少年団の団数と団員数の変化



【「県民参加の森林づくり」における課題】

- 森林の公益的機能の重要性の認識が8割あるのに対し、森林ボランティア活動の認知度は、4割弱と低い状況
- 森林環境税の認知度は、2割と大変低い状況
- 森林ボランティア登録団体は増加しているものの、緑の少年団は大きく減少
- 「木育ワークブック」の作成や「フォレストマスター制度」を創設したものの、その活用はこれから
- 木とふれあい、木材を使う意義の普及・PRが不足
- 地域の森林づくりに対する市町の役割は重要性を増しており、積極的な参画が重要



【情勢の変化・新たな視点】

- SDGs
- ・都市と山村の交流(山村集落に人を呼び込む仕組みづくり)

そのために今後取り組むべきこと

- 登録された森林ボランティア等に対する継続的な支援
- 木育ワークブックやフォレストマスターを活用した子供たちの森林環境教育・木育の推進
- 木材利用の理解促進森林や県産材とふれあう場の創造、改修
- 市町提案による森林づくりの継続

これまで、森林環境税の活用により培われた取組を絶やさず、より拡げていくため、今後も森林環境税を継続する必要がある

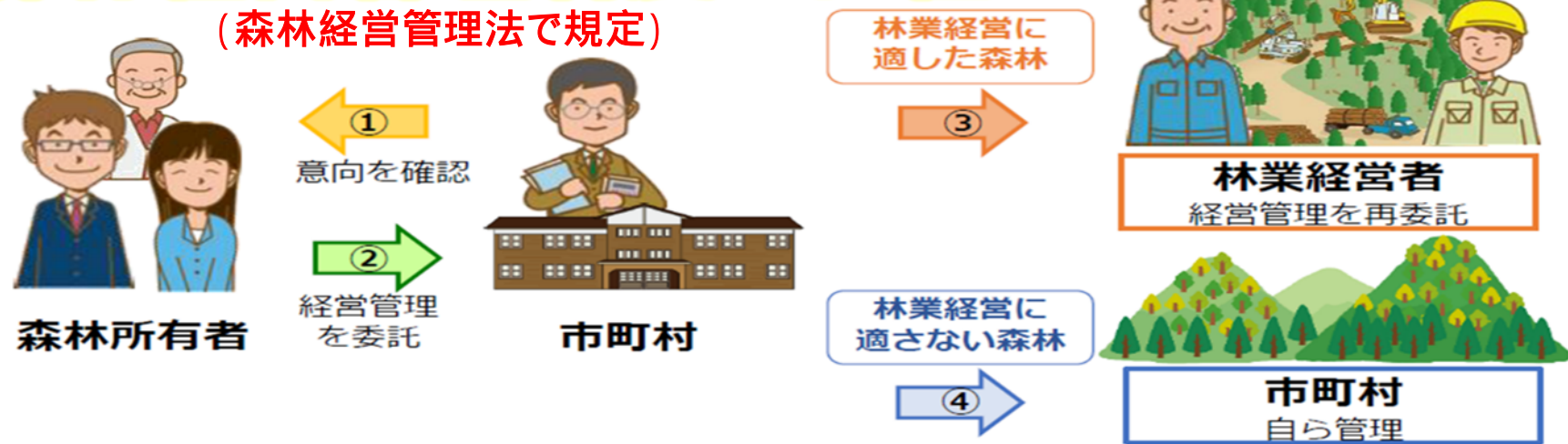
森林環境譲与税(国税)との関係性

【森林環境譲与税(国税)の創設の趣旨】

- ・森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっている。
- ・このような現状の下、平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税(国税)が創設(平成31(2019)年4月施行)。

) 法律名「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成30年法律第3号)」

森林経営管理制度の仕組み



適切な経営管理を実施していない森林について、

- ① 市町村が森林所有者に、所有する森林を今後どのように経営管理したいか、御意向を確認します。
- ② 所有者が市町村に経営管理を委託したいと回答頂いたときは、市町村と協議の上、必要に応じて経営管理の委託手続きを行います。

市町村に森林の経営管理を委託した場合、

- ③ 林業経営に適した森林は、市町村が林業経営者に経営管理を再委託し、
- ④ 林業経営に適さない森林は、市町村が自ら森林の管理を行います。

(図: 林野庁HPより)




森林環境譲与税(国税)との関係性

【森林環境譲与税の用途】

- ・市町(主体) 「森林整備及びその促進に関する費用」に充てる。
- ・県(支援) 「森林整備を実施する市町の支援等に関する費用」に充てる。

市町は、「森林経営管理法」に基づき経営管理されていない人工林を森林環境譲与税(国税)を整を活用して整備

活用エリア(森林整備のエリア)の違い

森林環境譲与税(国税)	ながさき森林環境税(県税)
<p>現在、経営管理されていない人工林 28,000ha</p> 	<p>天然林等 130,000ha</p> 
<p>人工林(スギ・ヒノキ) 88,000ha</p>	
<p>資源を循環利用する人工林 60,000ha</p> 	
<p>私有林等 35,500ha</p>	
<p>林業公社 11,300ha</p>	<p>市町営林 8,500ha</p>
<p>県営林 4,700ha</p>	<p>森林経営計画策定森林 15,000ha</p>
	<p>森林経営計画策定予定森林 20,500ha</p>

活用主体の違い

主体	森林環境譲与税(国税)	ながさき森林環境税(県税)
市町	<p>森林経営管理法の推進 経営管理されていない森林における森林所有者への意向確認、整備のための調査や計画策定など</p> <p>経営管理されていない人工林の整備</p>	<p>県民参加の森林づくりの推進 地域の森林づくり、県産材の利用促進、森林環境教育等の市町の提案による取組</p>
県	<p>森林経営管理法を推進する市町の支援 マニュアル作成や研修などによる森林経営管理法推進のサポート</p> <p>森林整備の担い手の支援 森林経営管理法に基づく森林整備を実施する「意欲と能力のある林業経営体」の育成</p>	<p>資源を循環利用する人工林の整備促進</p> <p>天然林等の整備</p> <p>県民参加の森林づくりの推進 木育や森林ボランティア活動の支援など、森林をすべての県民で守り育てる意識づくりを図るための取組</p>

「森林環境譲与税(国税)」と「ながさき森林環境税(県税)」は活用エリアや活用主体等が異なる

県民に対するアンケート結果

＜調査の概要＞（ながさきWEB県政アンケートによる）
令和3年2月調査・・・県政モニター338人を対象（回答者：315人）

「ながさき森林環境税」に関する県民意識アンケートの結果

質問の内容	調査結果	
長崎の森林への関心度	関心がある	72%
森林の公益的機能に関する認識	知っている	83%
森林に期待するはたらき (複数回答)	地球温暖化防止	32%
	災害防止	36%
	水源かん養	15%
森林の公益的機能が低下している 現状	知っている	64%
間伐作業が環境を守るということ	知っている	80%
森林ボランティア団体の活動	知っている	37%
森林を守ることへの応援(参加)意識	参加したい	18%
	応援したい	73%
森林環境税が導入されていること	知っている	21%
森林環境税の継続について	継続した方がよい	49%
	継続はやむをえない	33%
森林環境税の税額について	500円を継続	76%
新たな事業の方向性	対象森林拡大	59%
	荒廃竹林整備	33%
	木材利用推進	30%
	里山林整備	33%
	森林整備による 防災・減災	30%

- ・長崎の森林に7割が関心あり
- ・森林の公益的機能の重要性を8割が認識
- ・森林の荒廃、森林機能の低下の現状を6割が認識
- ・間伐作業が環境を守るということを8割が認識
- ・森林環境税の認知度は2割
- ・森林環境税の継続について8割が理解

「ながさき森林環境税に対する意見書」に対する対応

森林環境税を活用した施策、事業の成果の検証等に関する調査・審議を行うことを目的として設置された第三者機関である「ながさき森林環境基金管理運営委員会」から、「ながさき森林環境税に対する意見書(R3年8月23日)」が、提出された。意見書では、「かけがえのない森林を守り育て、次世代に引き継ぐため、令和4年度から令和8年度までの第4期の期間において、森林環境税の継続が必要である。」とされ、第4期施策の方向性についても意見がなされた。

第4期施策の方向性に対する意見		意見に対する対応
区分	内容	
多様な森林づくりの推進	<p>森林の若返りを図り森林吸収源対策を進めるためにも、主伐・再造林の推進は重要</p> <p>再造林においては、スギ・ヒノキだけではなく広葉樹や早生樹といった樹種を活用した多様な森林づくりの推進が必要</p> <p>森林の持つ公益的機能を維持するために獣害対策や森林病害虫対策についての検討が必要</p>	主伐期を迎えた森林の主伐・再造林を進めるため、伐採後の苗木の植栽、獣害対策など、再造林を効率的に推進する環境を整備し、また、奥山だけでなく、より身近な里山林も整備を行うことで、多様な森林づくりを推進
県産材の利活用の推進	<p>木材や木製品のさらなる需要拡大により、炭素を固定する取組の推進が必要</p> <p>木造・木質化や木製品の導入の支援については、消費者目線での取組や新製品の開発等の検討が必要</p>	県産材を活用した木質化・木製品導入の推進に対する支援に加え、新たに県産材を活用した木製品の開発等について支援を検討
木育・森林環境教育の推進	森林とふれあう機会の創出について効果的な取組、また、子どもたちだけでなく、大人を巻き込んだ取組が必要	お出かけスポットとなる森林とふれあう場の創造、改修を図り、また「木育ワークブック」や「フォレストマスター制度」等を活用し、新たに自然体験施設と連携した森林環境教育・木育活動等の支援を検討
森林ボランティア支援センターの機能の充実・強化	県が設置する森林ボランティア支援センターの機能を充実・強化し、多くの県民が森林との関わりを得られるようなワンストップでの取組支援等の検討が必要	森林ボランティア支援センターの機能を充実・強化し、ワンストップでの取組支援や事業内容を分かりやすく周知する等の取組を検討
事業の周知や手続きの簡素化	多くの県民に対し事業内容等を分かりやすく周知すること また事業手続きについても簡素化に努めること	
国の制度との棲み分け	市町が活用する森林環境譲与税(国税)との用途の棲み分けにあたっては、これまで森林環境税で進めてきた取組を絶やさないよう、県としてしっかり調整を行うこと	森林環境譲与税(国税)は、森林経営管理法に基づく人工林整備の推進に活用。森林環境税の活用により培われた取組を絶やさず、より広げていくため、森林環境税を活用

第4期ながさき森林環境税の取り組みの方向性(案)

これまでの考え方			+	情勢の変化		
方向性	第1～3期		+	社会的要請		
	事業の目的	成果		① SDGs (H27国連採択)	・13気候変動に具体的な対策を ・15陸の豊かさを守ろう	
環境重視の 森林づくり	森林の公益的機能 の回復・維持	未整備森林 62%整備済み	② カーボンニュートラル (H27パリ協定採択)		地球温暖化対策として、2050年 カーボンニュートラルの実現	
県民参加の 森林づくり	森林を守り育てる 意識の醸成	森林作業道 2,643km			③ 森林経営管理法の創設 (R元)	国の森林環境譲与税を財源とし た新たな森林管理システムの推 進。
		ボランティア会員795人 参加者のべ18万4千人				

【これまでの取り組み】

【新たな視点】

〔国の森林・林業基本計画、県のながさき農林業・
農山村活性化計画を踏まえて〕

環境重視の 森林づくり	荒廃した森林（人工林、天然林）の整備による森林機能の回復	+	① 多様で健全な 森林づくり ② 【多様な森林】	適正な伐採と再生林の確保	
	搬出間伐（森林作業道開設）による森林機能の維持			間伐・再生林による森林吸収量の確保強化	
県民参加の 森林づくり	地域の森林づくり（植樹、森林環境教育）	+	① 都市と山村 との交流 【山村交流】	身近で親しみやすい里山林の整備	
	森林ボランティアの育成（支援センター設置等）			山村集落に人を呼び込む仕組みづくり	
	県産材の利用促進（木質化、木製品導入）			③ 国の森林環境譲 与税で実施 【棲み分け】	針広混交林等の森林づくり

第4期(R4~8年度)における施策の方向性(案)

第3期の取組			事業の整理	第4期の取組の方向性(案)		
				新たな視点		
環境重視の森林づくり	人工林	未整備森林の整備 《伐捨間伐》	経営計画内	→ 継続		伐捨間伐から搬出間伐への移行が進んでいるものの、伐捨間伐の支援は引き続き実施
			経営計画外	→ 終了	【棲み分け】	
	天然林	《里山林整備》		→ 拡充	【多様な森林】	奥山だけでなく、新たにより身近な里山林も整備し管理道や歩道、獣害対策も実施
	森林整備作業システム 《作業道》			→ 継続		搬出間伐のための森林作業道開設を引き続き実施
	森林整備作業システム 《高性能林業機械リース》			→ 終了	【棲み分け】	※国の森林環境譲与税(県分)を活用して実施
	しまの間伐促進 《島外出荷支援》			→ 終了	【棲み分け】	※国の離島活性化交付金を活用して実施
県民参加の森林づくり	市町提案型の森林づくり (ふるさとの森林づくり)		市町	→ 継続		市町提案による森林づくりの継続
			事業者 (間接補助)	→ 継続		森林ボランティア団体が事業主体となる森林保全活動等の支援を継続 森林ボランティア団体の育成等の取組継続 (森林ボランティア支援センターの窓口機能を充実・強化し実施)
	森林ボランティアの育成・ 森林環境教育の推進 (ながさき県民参加の森林づくり(制度型))			→ 拡充	【山村交流】	「木育ワークブック」や「フォレストマスター制度」等を活用し、新たに自然体験施設と連携した森林環境教育・木育活動等を支援(森林ボランティア支援センターの窓口機能を充実・強化し実施)
木とふれあう機会の創出・ 県産材の利用促進 (木質化・木製品導入) (ながさ木・なごみの街づくり)			→ 拡充		県産材を活用した木質化・木製品導入の推進に対する支援に加え、新たに県産材を活用した木製品の開発等について支援 森林や県産材とふれあう場の創造、改修	
周知	森林環境税の周知			→ 拡充		事業内容等を分かりやすく周知、手続きを簡素化(森林ボランティア支援センターの窓口機能も活用)



※SDGsのアイコンは、「我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係；林野庁」に加え、「天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成(12.2)」「人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ(12.8)」とった観点から「ゴール12」を追加し、貼り付けています。

